平成２１年（フ）第１５２号
千葉県山武市井之内247番地
債務者　五木田美知枝
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　厚志
4　破産債権の届出期間　平成21年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第９６号
石川県加賀市南郷町レの76番地の６
債務者　川北美智子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　智美
4　破産債権の届出期間　平成21年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２３７８号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目14番54号
債務者　梅澤　輝泰
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島崎　友樹
4　破産債権の届出期間　平成21年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年12月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４７号
岐阜県各務原市那加前野町４丁目166番地２
債務者　津田　将宏
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雅雄
4　破産債権の届出期間　平成21年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
茨城県常総市大塚戸町2128番地
債務者　小林　眞市
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村　和俊
4　破産債権の届出期間　平成21年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２３７号
神戸市中央区相生町５丁目15番10―801号
債務者　笹田　良二
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　破産債権の届出期間　平成21年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１２号
広島市南区向洋新町３丁目31番24号
債務者　河中　恒壽
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅山　綾香
4　破産債権の届出期間　平成21年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１０号
広島市西区庚午中２丁目14番８―301号
債務者　千葉　進治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　破産債権の届出期間　平成21年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月22日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５２号
広島県安芸郡坂町小屋浦４丁目13番14号
債務者　芳野　幸一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　浩生
4　破産債権の届出期間　平成21年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５３号
広島県安芸郡坂町小屋浦４丁目13番14号
債務者　芳野　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　浩生
4　破産債権の届出期間　平成21年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７３号
神戸市西区竹の台３丁目17番地の58
債務者　尾花　**茂**隆
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　展也
4　破産債権の届出期間　平成21年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８０号
広島県豊田郡大崎上島町中野983番地
債務者　谷本　利行
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹木　和義
4　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月16日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２５７号
北海道上川郡比布町西町２丁目４番16号
債務者　苫米地明男
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
旭川地方裁判所民事部